

「建築物除却届 (建築基準法第15条第1項)」の オンライン提出が可能になりました

令和7年7月17日より、これまで窓口・郵送のみで受け付けていた、大阪府が所管する分の「建築物除却届」について、オンラインでの受付が可能となりました。これにより、届出対象者の利便性の向上とともに、職員の統計調査業務の効率の向上を図ります。

また、本届出と同時に提出されることが多い「建設リサイクル法に基づく届出」につきましても本年1月27日より電子申請を受付開始しております。

貴市町村へ両届出に関する問い合わせがあった際、周知のために本件について案内していただければ幸いです。

「建築工事届及び建築物除却届について/建築工事届・建築物除却届についてのよくある質問」

https://www.pref.osaka.lg.jp/o130180/kenshi_shinsa/tyousei_kyoka/jyokyaku.html

https://www.pref.osaka.lg.jp/o130180/kenshi_shinsa/tyousei_kyoka/koji_jokyaku_faq.html

「建設リサイクル法に基づく届出等の電子申請及び別表様式の変更について」

https://www.pref.osaka.lg.jp/o130180/kenshi_shinsa/recycle_index/online.html

工事を行う市町村	受理窓口	問い合わせ先
(市) 泉大津市、泉佐野市、大阪狭山市、貝塚市、 柏原市、交野市、河内長野市、四條畷市、 摂津市、泉南市、大東市、高石市、富田林市、 阪南市、藤井寺市、松原市	大阪府	(建築物除却届について) 大阪府 都市整備部 住宅建築局 建築指導室 審査指導課 調整グループ TEL 06-6941-0351 (内線 4391) e-mail kenchikushido-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp
(町村) 河南町、熊取町、島本町、太子町、田尻町、 忠岡町、豊能町、能勢町、岬町、千早赤阪村		(建設リサイクルについて) 同課 開発許可グループ TEL 06-6941-0351 (内線 3092) e-mail kenchikushido-g05@sbox.pref.osaka.lg.jp
(特定行政庁) 大阪市、堺市、豊中市、東大阪市、吹田市、 高槻市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、 茨木市、岸和田市、門真市、箕面市、和泉市、 池田市、羽曳野市	各行政庁	各行政庁

担当：大阪府 都市整備部 住宅建築局
建築指導室 審査指導課 調整グループ
白原

電話：06-6210-9721

FAX：06-6210-9719

e-mail：kenchikushido-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp